

療育部会

趣旨	療育は、保健・医療・保育・教育・福祉・子育て支援など、多岐にわたる機関が関係している。落ちがなく、途切れることのない連携、支援体制が求められている。療育(支援)システムの構築・再確認が必要。現状を確認し、更に各圏域で不足している部分を共通理解し、より良いシステムに向けて検討していく。	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ☆母子通園(自動デイサービス)・療育施設に求められる機能 ☆軽度発達障害児への支援 ☆障害児の一時預かりの不足 ☆障害をもった子供をもつ親の子育て支援、など 	
その他	4月から県の事業として「療育等支援事業」が新しい展開をしている。この事業を全圏域の施設(保育園・幼稚園・学校など)に周知し、希望を募るとともに、療育の専門家を各施設に派遣するシステムを構築していく。	
構成員	所属	職名
	松本市 障害・生活支援課	児童福祉司等
	麻績村 住民課	福祉担当者等
	生坂村 健康管理センター	福祉担当者等
	長野県松本養護学校	特別支援教育コーディネーター等
	長野県安曇養護学校	特別支援教育コーディネーター等
	長野県松本児童相談所	地区担当者等
	(NPO)未来の風 療育センターらいふ	センター長等
	松本協立病院	医師等
	松本圏域障害者相談支援センターあるぷ	療育コーディネーター等
	松本圏域障害者相談支援センターWish	療育コーディネーター等

就労部会

趣旨	<p>障害者雇用については、「障害者雇用促進法」により企業(56人以上の規模)に障害者雇用の義務が課せられ、受け入れも進んできているが、決して十分とはいえない状況である。</p> <p>一方、企業側においては障害者の方との接点が少ないこともあり、雇用に対しての不安を抱えている場合が多いと感じられる。</p> <p>「障害者自立支援法」においても障害者の方が地域で豊かに暮らすことを基本理念に掲げ、就労支援の強化を図ることになっているが、これを実現するには、福祉のみならず教育、産業、労働といった部門の連携が必要となる。</p> <p>松本圏域においては、企業、支援者同士がネットワークを組み、利用者の職業生活のみならず、在宅での生活、健康管理について支えられる体制が作られつつあるが、圏域における就労ニーズの高まりに対応すべく、連携のさらなる強化・拡大を図り、障害者の雇用促進・就労支援の課題について協議し、社会資源の開発や行政施策に反映させることを部会の目的とする。</p>	
その他	2月20日に既に就労部会準備会を行い、行政(福祉・産業労働)・労働・商工会・医療・学校・施設・相談支援事業所が顔合わせ、趣旨説明を行った。	
構成員	所属	職名
	松本公共職業安定所	上席職業指導官等
	松本障害者雇用支援センター	所長等
	松本地方事務所 福祉課	福祉係長等
	商工観光課	企画員等
	商工会議所	担当者等
	松本市 障害・生活支援課	知障福祉司
	塩尻市 福祉課	主任等
	筑北村 保健福祉課	主任等
	長野県松本養護学校	進路指導主事等
	長野県安曇養護学校	進路指導主事等
	セルフセンター推薦(福)アルプス福祉会 第2コムハウス	支援担当者等
	セルフセンター推薦(福)中信社会福祉協会 共立学舎	支援担当者等
	(社)松本市社会福祉協議会	支援担当者等
	中信地区精神保健福祉士協会 かとうメンタルクリニック	精神保健福祉士
	松本圏域障害者相談支援センターあいあい	相談支援専門員等
	松本圏域障害者相談支援センターあるぷ	就業支援ワーカー等
	" 長野県社会福祉士会	授産活動活性化支援員等
	松本圏域障害者相談支援センターWish	就業支援ワーカー等
	松本圏域障害者相談支援センター燦々タルクラブ	相談支援専門員等
	松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと	就労・生活支援部主任等

精神障害者地域支援部会

趣旨	精神障害者にとって生活しやすい地域とはどういう地域なのか、現状を把握した上で課題を検討し、地域の支援体制作りを考えていく。	
進め方	<ol style="list-style-type: none"> 1. 専門部会準備会…部会の内容、進め方の確認 ↓ 2. 専門部会全体会…現在ある事業者全体に集ってもらい、専門部会の趣旨・進め方等の説明を行い、協力を依頼。 ↓ 3. 連絡会…各事業ごとで連絡会を開催し、現在の事業内容の報告をしてもらい、今ある支援体制の確認をする。 ↓ 4. 専門部会…現状の把握と課題の整理(できればマップ作り) 構成員:各連絡会の代表者、相談支援専門員(精神) ↓ 5. 連絡会…専門部会の報告、課題について意見交換 ↓ 6. 専門部会…各連絡会の意見集約、幹事会への提案 	
連絡会	<ol style="list-style-type: none"> 1. 医療機関 2. 就労準備(授産所・作業所) 3. 生活(グループホーム・ケアホーム・援護寮) 4. 相談部門(市町村・保健所・相談支援センター) 5. 日中活動の場(憩いの家・デイケア・燦メンタルクラブ) 6. 個別支援部門(ポ) 	
構成員	所属機関	職名
	松本保健所	保健師等
	松本市 障害・生活支援課	保健師等
	安曇野市 社会福祉課	係長または保健師等
	山形村 保健福祉課	考査役または保健師等
	朝日村 住民福祉課	主査または保健師等
	(特医)城西医療財団アルプストミリー(援護寮)	施設長等
	(NPO)ハートラインまつもと 活動支援センターむくの木	指導員等
	(NPO)居宅介護支援事業所 結いの街	事業所管理者等
	(社)塩尻市社会福祉協議会 そよ風の家	所長等
	中信地区精神保健福祉士協会 かとうメンタルクリニック	精神保健福祉士
	精神障害者家族会連絡協議会 てまり会	代表等
	松本圏域障害者相談支援センターあるぷ 長野県社会福祉士会	授産活動活性化支援員等
	松本圏域障害者相談支援センター-Wish	相談支援専門員(精神)等
		退院支援コーディネーター等
		障害者居住支援員等
	松本圏域障害者相談支援センター燦メンタルクラブ	相談支援専門員(精神)等
	松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと	就労支援部 支援員等

地域移行部会

趣旨	<p>障がいのある人が当たり前の生活を送ることができる社会の実現のため、ノーマライゼーションの理念の下、入所施設から地域生活移行が進められてきている。</p> <p>現在、松本圏域では、25ヶ所のグループホーム・ケアホームの設置があるが、さらに西駒郷からの松本圏域への地域移行希望、入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行希望が多数あるのが実態である。</p> <p>こうした現状から、障害をもった方々が入所施設から安心して移住することができるグループホーム・ケアホームの設置が推進されること、また、公営・民間アパートでの居住が推進される</p>	
運営方法	<p>身体障害者地域移行チームと知的障害者地域移行チームの2つの作業チームによりそれぞれの課題の検討・研究を行っていく。</p> <p>さらに全体会で2つの作業チームの報告を集約し、協議会・幹事会への提案を行う。</p>	
構成員	所属機関	職名
	松本地方事務所 福祉課	福祉係長等
	松本市 障害・生活支援課	知障福祉司等
	安曇野市 福祉課	共同生活援助・介護担当者等
	(社)塩尻市社会福祉協議会	権利擁護・GH連絡会担当者等
	(身体障害者地域移行チーム)	
	(社)誠心福祉協会 幸泉園	支援担当者等
	(社)中信社会福祉協会	支援担当者等
	(NPO)夢トライ Being(心身障害者生活寮)	所長等
	中信松本病院 すてっぷ(B型通園事業)	療育指導室長等
	肢体不自由児父母の会	代表等
	松本圏域障害者相談支援センターぴあねっと・まつもと	所長等
	(知的障害者地域移行チーム)	
	西駒郷 地域生活支援センター	地域移行担当者等
	(社)安曇野福祉協会	地域支援担当者等
	(社)アルプス福祉会	地域支援担当者等
	(社)信濃友愛会	地域支援担当者等
	(社)中信社会福祉協会	地域支援担当者等
	(社)りんどう信濃会 穂高悠生寮	地域支援担当者等
	(NPO)春の小川	理事長または世話人等
	松本圏域障害者相談支援センターあるぷ	生活支援ワーカー等
	松本圏域障害者相談支援センターWish	生活支援ワーカー等

レスパイト部会

趣旨	総合支援センターへの相談の中で、放課後の支援、土日祝日、長期休みの一時預かりを希望される方が多い。子育て支援でもあり、サービスの不足を痛感しているところである。また、合わせてレスパイト先への送迎サービスも課題としてある。親御さんや事業者、行政の方々と協同して、この状況を乗り越えるための資源の創出を考えたいと思う。	
内容	圏域の資源調査・・・地域によって格差もあるため、まずは市町村毎の社会資源調査が必要	
構成員	所属機関	職名
	塩尻市 福祉課	主任等
	波田町 住民福祉課	主任等
	筑北村 保健福祉課	主任等
	(社)りんどう信濃会 穂高悠生寮	指導員等
	(NPO)未来の風 療育センターらいふ	センター長等
	(NPO)レスパイトケアはちもり	代表者等
	ちごちごの会	代表等
	(NPO)シェイクハンズひかり	代表者等
	(社)安曇野市社会福祉協議会	障害者支援係長等
	松本圏域障害者相談支援センターあいあい	相談支援専門員等
	松本圏域障害者相談支援センターあるふ	相談支援専門員等
	松本圏域障害者相談支援センターWish	相談支援専門員等

精神障害者退院支援部会

趣旨	<p>松本圏域には精神科病院が多く存在するが、現在長野県内で精神病院に入院している人のうち200人程度が退院可能であると言われ、その社会的入院をどう解消するかが大きな課題となっている。</p> <p>精神障害者の退院支援については、今まで県の重点事業として取り組まれ、各保健所を中心とした退院支援協議会で検討が行われてきた。</p> <p>障害者自立支援法に規定される地域自立支援協議会の設置に伴い、退院支援協議会は自立支援協議会の部会として移行することになっている。しかし、精神障害者の退院支援には保健所が大きな役割をになっており、今後もその協力は不可欠なことから本年度においては精神障害者退院支援協議会と自立支援協議会における精神障害者退院支援部会を共同開催し、圏域における課題の分析・研究を行っていく。</p>	
役割	<p>精神障害者退院支援部会＝退院支援事業の課題の調査・検討・研究 精神障害者退院支援協議会＝退院支援事業の円滑な実施、及び圏域の社会資源の検討をするため、広く周知し、医療・福祉の連携を図る。</p>	
構成員	所属	職名
	保健所	
	各市町村	保健師等
	地方事務所 福祉課	
	精神科医療機関	
	精神障害者福祉施設	
	松本圏域障害者相談支援センター	相談支援専門員等
		退院支援コーディネーター
		障害者居住支援員

市町村部会

趣旨	<ul style="list-style-type: none"> ・障害保健福祉推進にかかる取り組みの市町村間の調整 ・南部幹事会、北部幹事会、各専門部会からの提言について協議 	
構成	所属機関	職名
	松本市 障害・生活支援課	課長補佐兼障害福祉係長等
	塩尻市 福祉課	係長等
	安曇野市 社会福祉課	係長等
	波田町 住民福祉課	主任等
	山形村 保健福祉課	係長等
	朝日村 住民福祉課	主査等
	麻績村 住民課	係長等
	生坂村 健康管理センター	係長等
	筑北村 保健福祉課	主任等
	松本地方事務所 福祉課	課長補佐兼障害福祉係長等

提言の流れ

